

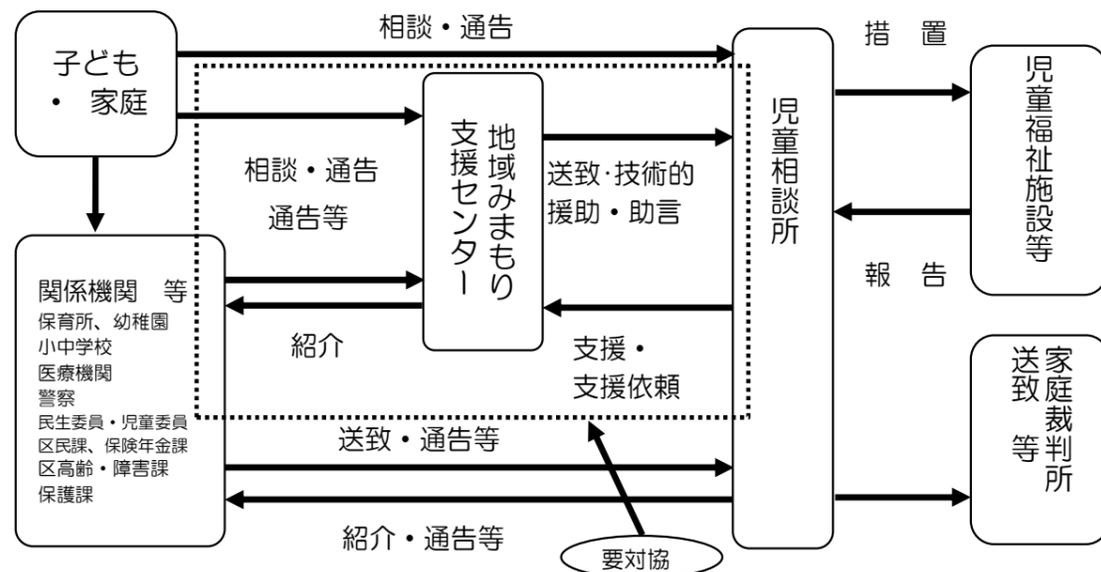
### 1 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」策定の経過

- 平成24年8月に「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」を設置し、検討を進めました。
- 平成24年10月に議員提案により、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。
- 検討委員会における検討を踏まえ、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するために、平成25年3月に平成29年度までの5年間の取組の基本的な方向をとりまとめた方針を策定しました。
- 事業推進計画は、行政機関や関係機関において具体的に施策を推進するための事業目標、各種事業の実施内容、手段、連携の方策等を計画としてまとめました。
- 基本方針と同様、平成29年度までの5年間を計画期間として設定し、上位計画等と整合性を図りながら施策目標を推進してきました。

#### 区と児童相談所の現状

- 地域みまもり支援センターは、福祉分野と保健分野を包括する機能を持っていることから、事例情報収集が容易であり、この強みを活かした上で、児童相談所と要保護児童等のケース進行について、連携して対応を行っています。
- 児童相談所は、専門的機関として法的権限に基づいた施設措置等を実施しており、措置解除後など地域において支援が行えるよう地域みまもり支援センターと連携した対応を行っています。

#### ○区と児童相談所を中心とした相談支援連携図



### 2 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」改定の考え方

#### (1) 児童福祉法等の改正※平成28年及び平成29年

##### 【改正児童福祉法の概要】

##### ① 児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、母子保健施策を通じて児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

また、虐待による死亡事例における0歳児の割合は6割強を占めており、支援を要する妊婦等を発見した医療機関や学校等はその旨を情報提供するよう努めることとされた。

##### ② 児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化を行う。要保護児童対策地域協議会調整機関担当者の研修の義務化、児童相談所の児童福祉司配置基準の設定、弁護士配置、研修義務化、及び児童相談所の権限強化などが図られた。

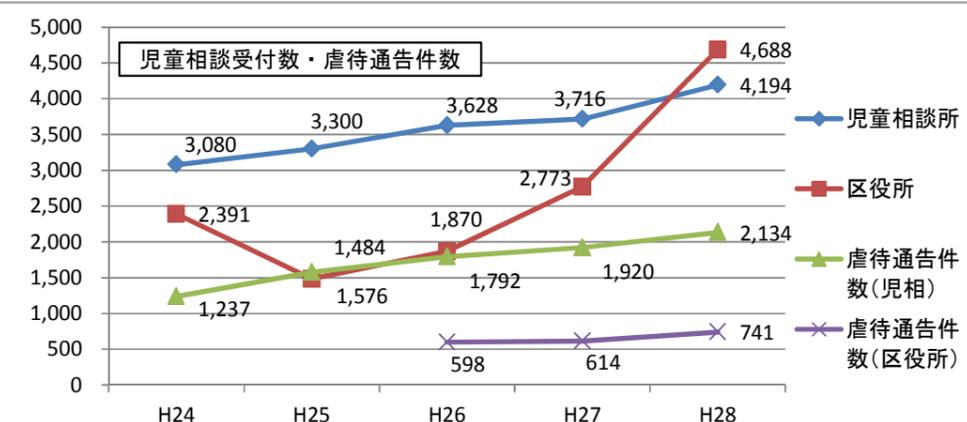
また、平成29年改正においては、親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合に家庭裁判所の承認を得ることなど、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置が講じられた。

##### ③ 被虐待児童への自立支援

親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託となった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。また、18歳以上の者に対する支援の継続なども強化された。

#### (2) 基本方針の改定・見直しの考え方

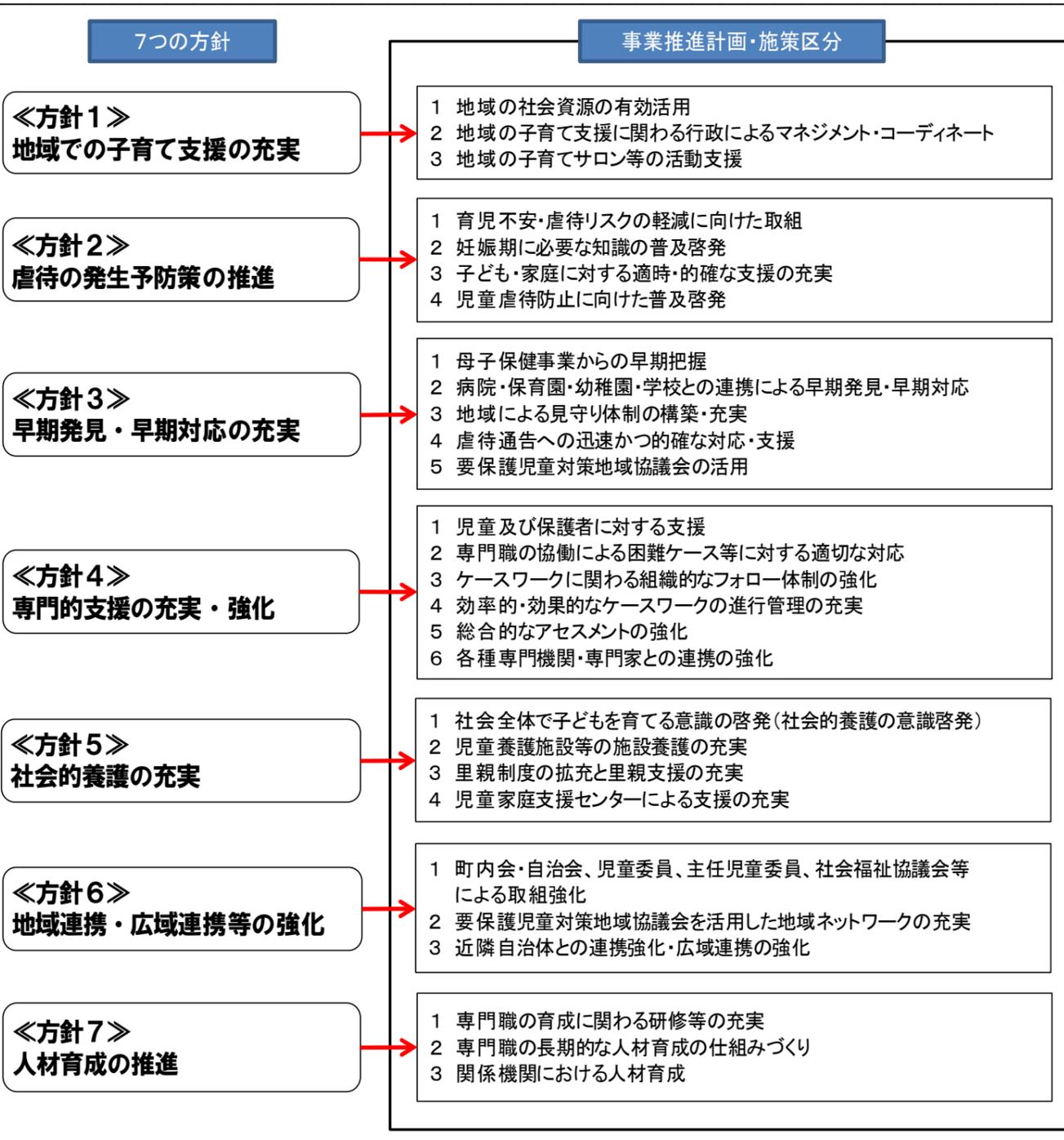
児童福祉法等の改正を反映させて、基本的な考え方と方針の改定を行います。また、平成29年度は、子どもの未来応援プランや子ども・若者ビジョンなどの分野別計画の改定・見直し時期であり、市総合計画の第2期実施計画の策定年にあたっていますので、それらと整合性を図りながら改定を進めます。



- 児童相談所においては、相談受付件数の増と同様に虐待通告件数が増加している。
- 区役所においては、H26以降家族からの相談（主に障害相談）が大幅に増加している。

### 3 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の進捗状況

平成28年度版の「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書の作成に合わせて、平成25年度から平成28年度までの期間における総括評価を実施しました。



- 事業推進計画は、基本方針に掲げた7つの方針に基づき、28の施策項目、72の事業で構成されています。
- 年次報告書は72事業ごとに進捗状況を報告しています。
- 総括評価は、28の施策項目ごとに評価を行い、事業の課題と今後の方向性を抽出しました。

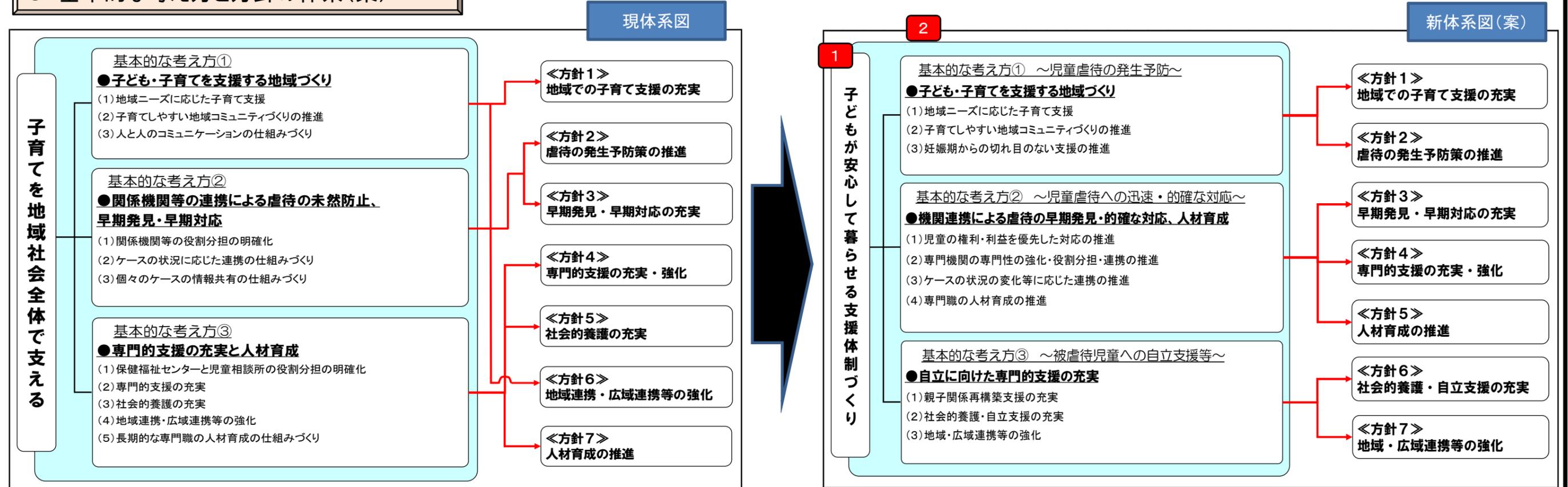
### 4 総括評価における課題を踏まえた今後の方向性

- 関係機関等との連携を一層強化し、継続性のある地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進する。【方針1】
- 安心・安全な妊娠期を過ごすため、また、虐待予防の観点から、母子健康手帳交付時の面接の充実、地域の医療機関・関係団体との連携を推進する。【方針2】
- 母子保健情報管理システムを活用し、より迅速に未受診者把握やフォローを実施する。【方針2】
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携及び的確なケース進行管理を推進する。【方針3】
- 児童及びその家族への適切な相談支援の充実とともに、人材育成も着実に実施する。【方針4】
- 平成28年改正児童福祉法に基づく共通アセスメントツール活用の検討を進める。【方針4】
- 多様な相談内容に適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関、弁護士等との連携強化に取り組む。【方針4】
- 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進するとともに、里親制度の普及や被虐待児の自立支援の充実を推進する。【方針5】
- 多様な機関等との協力、媒体の活用等、児童虐待防止の啓発活動を推進する。【方針6】
- 5区市や県域を越えた広域連携を強化していく。【方針6】
- 各職場、各職種ごとのOJT、OFF-JTの実践や、児童相談所、区役所の職員を対象とした専門性の確保・向上のための研修を推進する。【方針7】

反映

平成28年・平成29年改正児童福祉法等及び総括評価における今後の方向性等を踏まえて、市総合計画第2期実施計画の策定と連携を図りながら、事業推進計画の改定を行います。

5 基本的な考え方と方針の体系(案)



新体系図(案)の考え方

1 施策

現計画は「川崎再生フロンティアプラン実行計画」における政策でしたが、「川崎市総合計画実施計画」の施策名称に変更します。

2 基本的な考え方…改正児童福祉法の考え方を参考に、方針名等を次のとおり改定します。

(1)基本的な考え方①

「児童虐待の発生予防」を目標として、母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものとして「妊娠期からの切れ目のない支援の推進」に改定します。

(2)基本的な考え方②

児童虐待への迅速・的確な対応を目標として、表題を「機関連携による虐待の早期発見・的確な対応、人材育成」とします。また、(1)に虐待の早期発見と的確な対応により重症事例や死亡事例を未然に防ぐという視点で、「児童の権利・利益を優先した対応の推進」を新たに設けます。さらに、人材育成の取組を基本的な考え方③から移し、子どもの利益を最優先とした適切な事業推進等のために専門職の研修等を推進します。

(3)基本的な考え方③

被虐待児童への自立支援等を目標として、表題を「自立に向けた専門的支援の充実」とします。子どもは家庭で育てられることが最良であるという観点から(1)として親子関係再構築支援を充実させます。また、「新たな社会養育ビジョン」に基づき、里親制度の拡充と支援の充実、施設退所後等の自立支援の充実が求められるため、(2)を社会的養護・自立支援の充実としました。

7つの方針に基づく施策区分については、新たな社会的養育ビジョン等の厚生労働省からの説明会が11月に行われることとなっているため、その内容なども踏まえた施策項目とするよう検討します。

6 策定スケジュール

4月～10月	「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」年次報告、総括評価
10月13日	こども施策庁内推進本部会議 こども安全推進部会
10月～11月	こども施策庁内推進本部会議の開催
1月	素案の策定・公表
1月～2月	パブリックコメントの実施
3月	計画の策定・公表